

平成 17 年 №19

東京学芸大学教員選考規程の一部を改正する規程

改正理由

採用の選考において公募を制度化し，合わせて，教員適格者選考委員会や大学院担当者選考委員会の組織の見直し等，所要の改正を行うものである。

承認経過

教育研究評議会 平成17年 4 月 6 日 審議承認

東京学芸大学教員選考規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成17年 4 月 7 日

東京学芸大学長

鷲 山 恭 彦

平成17年規程第17号

東京学芸大学教員選考規程の一部を改正する規程

東京学芸大学教員選考規程（平成16年規程第15号）の一部について，別紙新旧対照表の右欄を，左欄のように改正する。

東京学芸大学教員選考規程の一部改正について

改正理由：採用の選考において公募を制度化し、合わせて、教員適格者選考委員会や
大学院担当者選考委員会の組織の見直し等、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 <u>第2節 公募</u> <u>（公募）</u> <u>第8条 教員の採用に当たっては、公募により広く人材を求めるものとする。</u> <u>（公募方法）</u> <u>第9条 公募は、公募要領の本学ホームページ及び JREC-IN（研究者人材データ</u> <u>ベース）への掲載その他適当な方法により行うものとする。</u> <u>（公募結果の公表）</u> <u>第10条 公募を行った場合は、その結果（応募者数及び採用者名（採用者が得</u> <u>られなかった場合は、その旨）を、本学ホームページで速やかに公表するも</u>	〔省略〕 第2章 採用等に係る教員の選考 第1節 選考手続 （採用等に係る教員の選考） 第3条 採用等に係る教員（この章において非常勤講師を除く。）の選考は、教員適格者選考委員会（この章において「選考委員会」という。）が教員適格者（以下「適格者」という。）として選考した者のうちから、当該学系の教授会（以下「教授会」という。）が行う。 2 適格者の選考は、選考委員会において単記無記名投票による委員（委員長を除く。）の3分の2以上の賛成票をもって行う。 3 選考委員会委員長は、前項により適格者を選考したときは、教員適格者選考調書（様式第1）により、その選考に至った経緯を速やかに教授会に報告し、選考に付さなければならない。この場合において、選考結果の報告は、委員長の指名する委員が行うことができる。 4 教員の選考は、教授会において単記無記名投票による出席教授会構成員の3分の2以上の賛成票をもって行う。ただし、移籍に係る選考は、出席教授会構成員の過半数の賛成票をもって行い、その採決は、挙手によることができる。 5 選考委員会委員長は、前項により教員を選考したときは、教員選考結果報告書（様式第2）により、選考結果を教育研究評議会（以下「評議会」という。）に報告しなければならない。 〔省略〕

のとする。

第3節 選考委員会

(開設承認等)

第11条 講師以上の職の選考委員会の開設(この条において「開設」という。)は、教員適格者選考委員会開設申請書(様式第3)により、評議会の承認を得なければならない。

2 開設の承認後1年を経過した時点において、適格者を選考できないときは、当該開設の承認は無効とする。

3 開設を承認された選考職名と異なる職名で適格者を選考するときは、改めて開設申請を行うものとする。この場合において、前項の適用については、当初の承認日を起算日とする。

(開設申請の審査の基準)

第12条 評議会における開設申請の審査は、欠員の状況及び選考委員会の組織について行うものとする。

(組織)

第13条 各学系の選考委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 当該学系長
- (2) 当該分野の分野主任
- (3) 当該講座に所属する教授 1名
- (4) 当該分野に所属する教授 1名
- (5) 当該学系に所属する教授(当該講座に所属する教授を除く。) 4名

2 施設・センターの選考委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 総合教育科学系長
- (2) 当該施設・センターの長
- (3) 当該施設・センターに所属する教授 2名
- (4) 当該施設・センターの運営委員会委員(当該施設・センターに所属する者を除く。)である教授 4名

3 第1項第2号の規定にかかわらず、当該講座の運営上の事情により必要と認められるときは、当該講座の講座主任をもって委員とすることができる。

4 第1項第5号の規定にかかわらず、必要と認められるときは、当該学系以外の学系又は施設・センターに所属する教授をもって委員とすることができる。

5 第1項第3号及び第4号並びに第2項第3号の規定にかかわらず、当該講座若しくは当該分野若しくは当該施設・センターに所属する教授を欠くとき、又はやむを得ない事由により教授を委員とすることができないときは、講師以上の職の選考委員会にあっては助教授を、助手の選考委員会にあっては、助教授又は講師をもって委員とすることができる。

6 前項に規定する助教授若しくは講師を欠くとき、又はやむを得ない事由によ

第2節 選考委員会

(開設承認等)

第8条 講師以上の職の選考委員会の開設(この条において「開設」という。)は、教員適格者選考委員会開設申請書(様式第3)により、評議会の承認を得なければならない。

2 開設の承認後1年を経過した時点において、適格者を選考できないときは、当該開設の承認は無効とする。

3 開設を承認された選考職名と異なる職名で適格者を選考するときは、改めて開設申請を行うものとする。この場合において、前項の適用については、当初の承認日を起算日とする。

(開設申請の審査の基準)

第9条 評議会における開設申請の審査は、欠員の状況及び選考委員会の組織について行うものとする。

(組織)

第10条 各学系の選考委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 当該学系長
- (2) 当該分野の分野主任
- (3) 当該講座に所属する教授 1名
- (4) 当該分野に所属する教授 1名
- (5) 当該学系に所属する教授(当該分野に所属する教授を除く。) 4名

2 施設・センターの選考委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 総合教育科学系長
- (2) 当該施設・センターの長
- (3) 当該施設・センターに所属する教授 2名
- (4) 当該施設・センターの運営委員会委員(当該施設・センターに所属する者を除く。)である教授 4名

3 第1項第5号の規定にかかわらず、必要と認められるときは、当該学系以外の学系又は施設・センターに所属する教授をもって委員とすることができる。

4 第1項第3号及び第4号並びに第2項第3号の規定にかかわらず、当該分野若しくは当該施設・センターに所属する教授を欠くとき、又はやむを得ない事由により教授を委員とすることができないときは、講師以上の職の選考委員会にあっては助教授を、助手の選考委員会にあっては助教授又は講師をもって委員とすることができる。

5 前項に規定する助教授若しくは講師を欠くとき、又はやむを得ない事由によ

り助教授若しくは講師を委員とすることができないときは、各学系にあっては、当該学系の教授を、施設・センターにあっては、当該施設・センターの運営委員会委員をもって委員とすることができる。

〔以下、第11条から第18条まで3条ずつ繰り下げる。記載省略〕

（準用）

第22条 第4条及び第14条から第16条までの規定は、非常勤講師の選考に準用する。この場合において、第14条及び第15条中「当該学系長」とあるのは「当該教室が所属する群を所管する学系長」と読み替えるものとする。

（教員養成実地指導講師候補者の選考）

第23条 第19条から前条までの規定にかかわらず、教員養成実地指導講師候補者の選考手続等については、別に定める。

第6章 大学院担当者の選考

第1節 選考手続

〔以下、第21条から第23条まで3条ずつ繰り下げる。記載省略〕

（選考の制限）

第27条 第25条第2項に規定する賛成票を得ることのできなかった者は、当該議決後1年を経過するまでの間、大学院担当者となることができない。

〔第25条を3条繰り下げる。記載省略〕

（組織）

第29条 選考委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 当該学系長
 - (2) 当該専攻の代表
 - (3) 当該コースに所属する教授 2名
 - (4) 被選考者が所属する講座（被選考者が施設・センターに所属する場合にあっては、当該施設・センター）に所属する教授 2名
- 2 前項第3号の規定にかかわらず、当該コースに所属する教授を欠くとき又はやむを得ない事由により教授を委員とすることができないときは、当該コースの助教授又は当該専攻内の他のコースの教授（養護教育コースの場合にあっては、保健体育専攻に所属する教授）をもって委員とすることができる。
- 3 第1項第4号の規定にかかわらず、当該講座（被選考者が施設・センターに所属する場合にあっては、当該施設・センター）に所属する教授を欠くとき又

り助教授若しくは講師を委員とすることができないときは、各学系にあっては、当該学系の教授を、施設・センターにあっては、当該施設・センターの運営委員会委員をもって委員とすることができる。

〔省略〕

（準用）

第19条 第4条及び第11条から第13条までの規定は、非常勤講師の選考に準用する。この場合において、第11条及び第12条中「当該学系長」とあるのは「当該教室が所属する群を所管する学系長」と読み替えるものとする。

（教員養成実地指導講師候補者の選考）

第20条 第16条から前条までの規定にかかわらず、教員養成実地指導講師候補者の選考手続等については、別に定める。

第6章 大学院担当者の選考

第1節 選考手続

〔省略〕

（選考の制限）

第24条 第22条第2項に規定する賛成票を得ることのできなかった者は、当該議決後1年を経過するまでの間、大学院担当者となることができない。

〔省略〕

（組織）

第26条 選考委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 当該学系長
 - (2) 当該専攻の代表
 - (3) 当該コースに所属する教授 2名
 - (4) 被選考者が所属する講座（被選考者が施設・センターに所属する場合にあっては、当該施設・センター）に所属する教授 2名
- 2 前項第3号の規定にかかわらず、当該コースに所属する教授を欠くとき又はやむを得ない事由により教授を委員とすることができないときは、当該コースの助教授又は当該専攻内の他のコースの教授をもって委員とすることができる。
- 3 第1項第4号の規定にかかわらず、当該講座（被選考者が施設・センターに所属する場合にあっては、当該施設・センター）に所属する教授を欠くとき又

又はやむを得ない事由により教授を委員とすることができないときは、当該講座の助教授又は当該専攻内の他講座の教授（養護教育講座の場合にあっては、健康・スポーツ科学講座に所属する教授、施設・センターの場合にあっては、当該施設・センターの運営委員会委員）をもって委員とすることができる。

（委員長）

第30条

1～3 〔省略〕

4 委員長は、第25条第2項に規定する投票に加わることができない。

〔以下、第28条及び第29条を3条ずつ繰り下げる。記載省略〕

第3節 非常勤講師の選考

（非常勤講師の選考）

第33条 非常勤の授業担当者（以下「非常勤講師」という。）の選考は、第25条から前条までの規定を準用する。

（採用手続）

第34条 資格認定（第25条第2項による選考をいう。次項において同じ。）を経ていない者を採用するときは、第25条第3項の選考結果の報告に合わせ、大学院教育学研究科担当非常勤講師の採用報告書（新規）（様式第8）により、教授会及び評議会に報告するものとする。

2～4 〔省略〕

〔第32条を3条繰り下げる。記載省略〕

附 則

1, 2 〔省略〕

3 この規程施行前に、東京学芸大学教官選考規程（平成11年規程第18号。この項において「教官選考規程」という。）の規定により教官候補適格者選考委員会の開設を承認されたもののうち、平成16年4月1日以降に選考委員会を開催するものについては、この規程による評議会の承認を得なければならない。ただし、第11条第2項の適用にあたっては、教官選考規程による承認日を起算日とする。

4 助手の選考委員会にあっては、当分の間、第13条第1項第5号及び同条第2項第4号中「4名」とあるのは「2名」と読み替えて組織するものとする。

5 〔省略〕

はやむを得ない事由により教授を委員とすることができないときは、当該講座の助教授又は当該専攻内の他講座の教授（施設・センターの場合にあっては、当該施設・センターの運営委員会委員）をもって委員とすることができる。

（委員長）

第27条

1～3 〔省略〕

4 委員長は、第22条第2項に規定する投票に加わることができない。

〔省略〕

第3節 非常勤講師の選考

（非常勤講師の選考）

第30条 非常勤の授業担当者（以下「非常勤講師」という。）の選考は、第22条から前条までの規定を準用する。

（採用手続）

第31条 資格認定（第22条第2項による選考をいう。次項において同じ。）を経ていない者を採用するときは、第22条第3項の選考結果の報告に合わせ、大学院教育学研究科担当非常勤講師の採用報告書（新規）（様式第8）により、教授会及び評議会に報告するものとする。

2～4 〔省略〕

〔省略〕

附 則

1, 2 〔省略〕

3 この規程施行前に、東京学芸大学教官選考規程（平成11年規程第18号。この項において「教官選考規程」という。）の規定により教官候補適格者選考委員会の開設を承認されたもののうち、平成16年4月1日以降に選考委員会を開催するものについては、この規程による評議会の承認を得なければならない。ただし、第8条第2項の適用にあたっては、教官選考規程による承認日を起算日とする。

4 助手の選考委員会にあっては、当分の間、第10条第1項第5号及び同条第2項第4号中「4名」とあるのは「2名」と読み替えて組織するものとする。

5 〔省略〕

様式第1（2枚目）

選 考 委 員 会 委 員

委 員 長

委 員

選 定 表

区 分	
選考基準該当条 項	
賛 成 投 票 数	
選 考 委 員 会 開 催 年 月 日	
氏 名	
公 募 の 方 法	ホームページ・学会誌等・関係機関への送付・その他（ ）

注）公募の方法欄は，採用の選考を行った場合に限り記入する。

様式第2 〔省略〕

様式第1（2枚目）

選 考 委 員 会 委 員

委 員 長

委 員

選 定 表

区 分	
選考基準該当条 項	
賛 成 投 票 数	
選 考 委 員 会 開 催 年 月 日	
氏 名	

様式第2 〔省略〕

様式第3

教員適格者選考委員会開設申請書

	起案 平成 年 月 日	決裁 平成 年 月 日	起案者印		
申請年月日 平成 年 月 日		申請番号 第 号			
東京学芸大学長 殿 ○○○学系長 印					
下記のとおり申請いたします。					
選考委員会名					
選考職名				採用	昇任
選考員数					
職名 区分	教授	助教授	専任講師	計	助手
定員					
現員					
開設番号					
申請事由					
第13条第1項 第2号及び第 5号の委員構成	第2号委員 ○○○○分野主任 (○○○○講座主任)		第5号委員 ○○○○講座(○○○分野) ○○○○講座 ○○○○講座 ○○○○施設・センター		

様式第3

教員適格者選考委員会開設申請書

	起案 平成 年 月 日	決裁 平成 年 月 日	起案者印		
申請年月日 平成 年 月 日		申請番号 第 号			
東京学芸大学長 殿 ○○○学系長 印					
下記のとおり申請いたします。					
選考委員会名					
選考職名				採用	昇任
選考員数					
職名 区分	教授	助教授	専任講師	計	助手
定員					
現員					
開設番号					
申請事由					
第10条第1項 第3号及び第 5号の委員構成	第3号委員 ○○○○分野		第5号委員 ○○○○分野 ○○○○分野 ○○○○分野 ○○○○施設・センター		

様式第4〔省略〕

様式第5

非常勤講師選考結果報告書

教室名 ・ 施設・センター名	氏名 生年月日 (年齢)	最終学歴 卒業・修了 年 月 学位・称号 取得年月	主な研究業績	主な職歴等 (○印現職)	担当科目	前期		後期		雇用 期間	備考
						週時 数	曜日 時限	週時 数	曜日 時限		

- 備考1 第19条第3項に該当する者にあつては、最終学歴、卒業・修了年月、学位・称号取得年月、主な研究業績及び主な職歴等欄の記載は省略する。ただし、現職者にあつては、主な職歴等の欄に現職名を記載する。
- 2 備考欄には、前回の雇用年度を記載する。

附 則

- 1 この規程は、平成 17 年 4 月 7 日から施行する。ただし、第 7 条の次に 3 条を加える改正規定、第 10 条、様式第 1、様式第 3 の改正規定及び附則第 2 項の規定は、施行日以後に教員適格者選考委員会を開設したものから適用する。
- 2 第 13 条第 1 項第 5 号の規定にかかわらず、次表左欄に掲げる講座に所属する分野における選考委員会の組織については、同表右欄に掲げる分野に所属する教授をもって委員とすることができる。

講座（分野）	分野
教育学（学校教育学） （生涯教育学）	幼児教育学
教育学（幼児教育学）	学校教育学 生涯教育学
人文科学（社会科教育学） （地理学） （歴史学） （哲学・倫理学）	地域研究

様式第4〔省略〕

様式第5

非常勤講師選考結果報告書

教室名 ・ 施設・センター名	氏名 生年月日 (年齢)	最終学歴 卒業・修了 年 月 学位・称号 取得年月	主な研究業績	主な職歴等 (○印現職)	担当科目	前期		後期		雇用 期間	備考
						週時 数	曜日 時限	週時 数	曜日 時限		

- 備考1 第16条第3項に該当する者にあつては、最終学歴、卒業・修了年月、学位・称号取得年月、主な研究業績及び主な職歴等欄の記載は省略する。ただし、現職者にあつては、主な職歴等の欄に現職名を記載する。
- 2 備考欄には、前回の雇用年度を記載する。

<u>人文科学（地域研究）</u>	<u>社会科教育学</u> <u>地理学</u> <u>歴史学</u> <u>哲学・倫理学</u>	
<u>基礎自然科学（理科教育学）</u>	<u>物理科学</u> <u>分子化学</u>	
<u>基礎自然科学（物理科学）</u>	<u>理科教育学</u> <u>分子化学</u>	
<u>基礎自然科学（分子化学）</u>	<u>理科教育学</u> <u>物理科学</u>	
<u>広域自然科学（生命科学）</u>	<u>宇宙地球科学</u> <u>環境科学</u> <u>文化財科学</u>	
<u>広域自然科学（宇宙地球科学）</u>	<u>生命科学</u> <u>環境科学</u> <u>文化財科学</u>	
<u>広域自然科学（環境科学）</u>	<u>生命科学</u> <u>宇宙地球科学</u> <u>文化財科学</u>	
<u>広域自然科学（文化財科学）</u>	<u>生命科学</u> <u>宇宙地球科学</u> <u>環境科学</u>	
<u>技術・情報科学（技術科教育学）</u> <u>（技術科学）</u>	<u>情報科学</u>	
<u>技術・情報科学（情報科学）</u>	<u>技術科教育学</u> <u>技術科学</u>	
<u>音楽・演劇（音楽科教育学）</u> <u>（音楽）</u>	<u>演劇</u>	
<u>音楽・演劇（演劇）</u>	<u>音楽科教育学</u> <u>音楽</u>	
<u>美術・書道（美術科教育学）</u> <u>（美術）</u>	<u>書道</u>	
<u>美術・書道（書道）</u>	<u>美術科教育学</u> <u>美術</u>	